

第3部 ひとり親家庭等 自立促進

浜松市ひとり親家庭等自立促進計画

第1章 はじめに

1 趣旨

母子家庭や父子家庭、いわゆるひとり親家庭の親は、子育てと生計を支えるための仕事を両立していかなければならない状況にあり、多くの悩みや困難を抱えて生活しています。

このようなことを踏まえ、本計画は母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭等に関する子育てや生計に関する支援を推進し、ひとり親家庭等の自立を促進するために策定するものです。

2 経緯

国では、ひとり親家庭等への支援施策について、平成14年11月に「母子及び寡婦福祉法」の一部を改正し、国及び地方公共団体における総合的な自立支援体制を進めるよう、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が定められ、地方公共団体において母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定・実施が求められるようになりました。

平成26年10月には父子家庭にも支援を拡充するため、「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められました。

また、令和元年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部が改正され、子供一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子供の「将来」だけでなく、「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することが規定されました。

このような状況を踏まえ、ひとり親家庭・寡婦の自立支援施策事業を実施します。

なお、令和元年11月に閣議決定された「子どもの貧困対策に関する大綱」を踏まえた支援施策などについては、本市の貧困対策計画である「子どもの未来サポートプロジェクト」の見直し・強化を実施する際に補完するなど、柔軟に対応します。

第2章 ひとり親家庭等をめぐる現状と課題

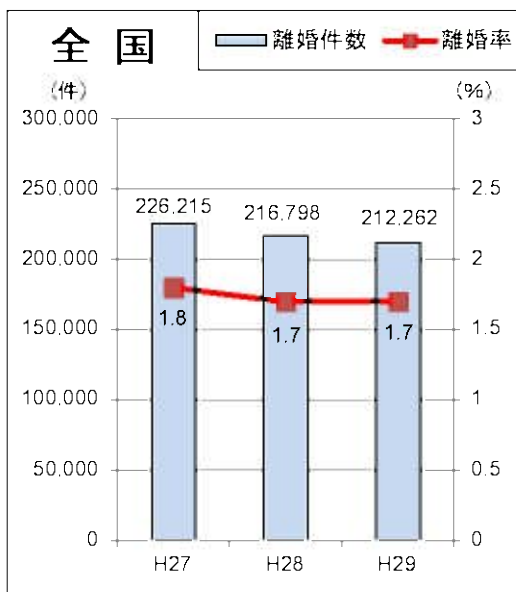
1 ひとり親家庭等の現状

(1) 離婚件数とひとり親家庭の世帯数の推移

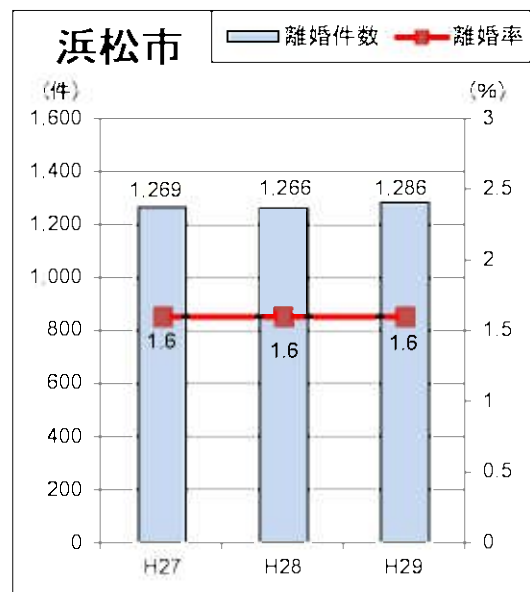
厚生労働省の調査結果や、本市の統計書から、離婚率は過去3年間、ほぼ横ばいの傾向にあります。

また、国勢調査の結果から、本市の母子家庭の世帯については、親子のみで生活する世帯が増えている傾向がみられます。

ア 離婚件数・離婚率^{※1}の推移



(厚生労働省「人口動態調査」)

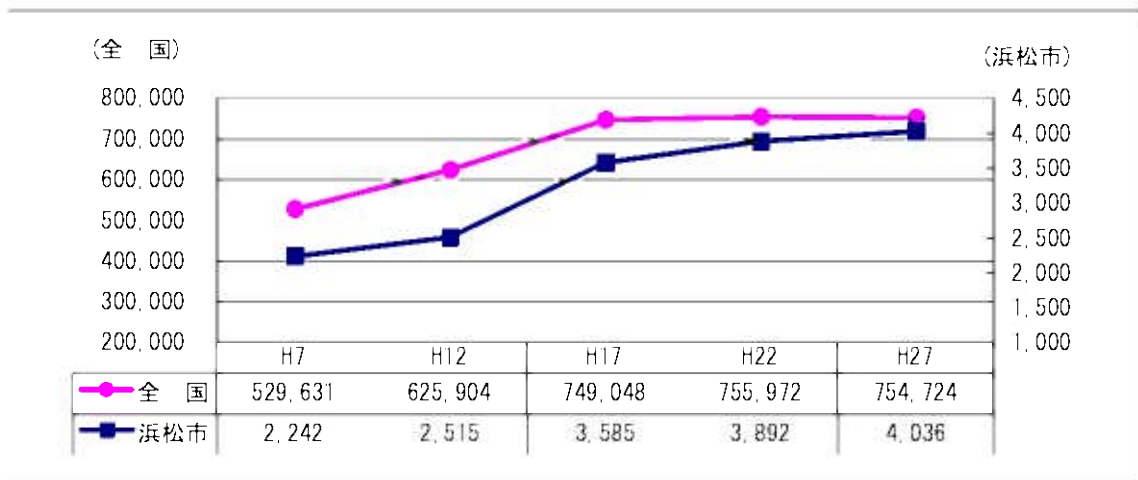


(浜松市統計書)

イ ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)の世帯数^{※2}

(ア) 母子家庭の世帯数

(単位：世帯)



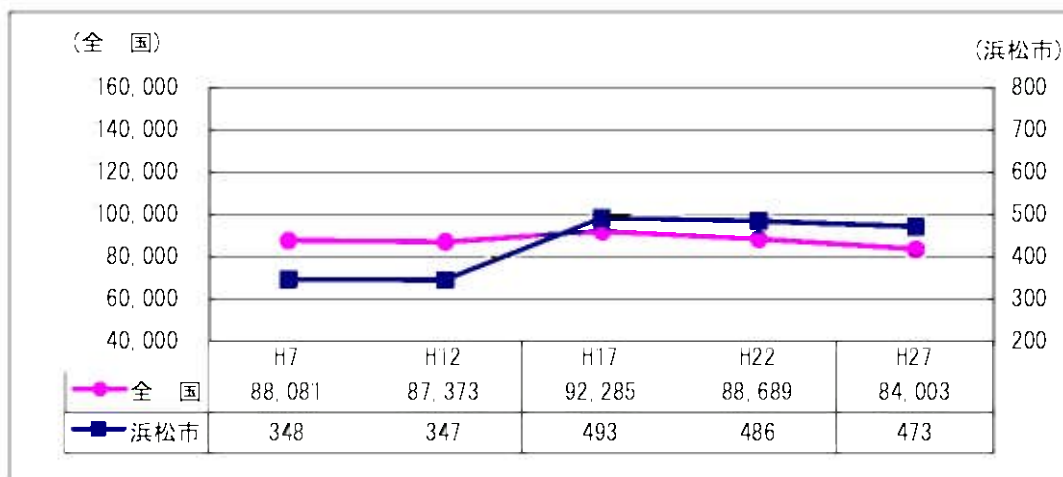
(国勢調査)

※1 離婚率は人口1,000人に対する割合。

※2 平成12年度以前の世帯数は、合併前の旧浜松市の数値。

(1) 父子家庭の世帯数

(単位：世帯)



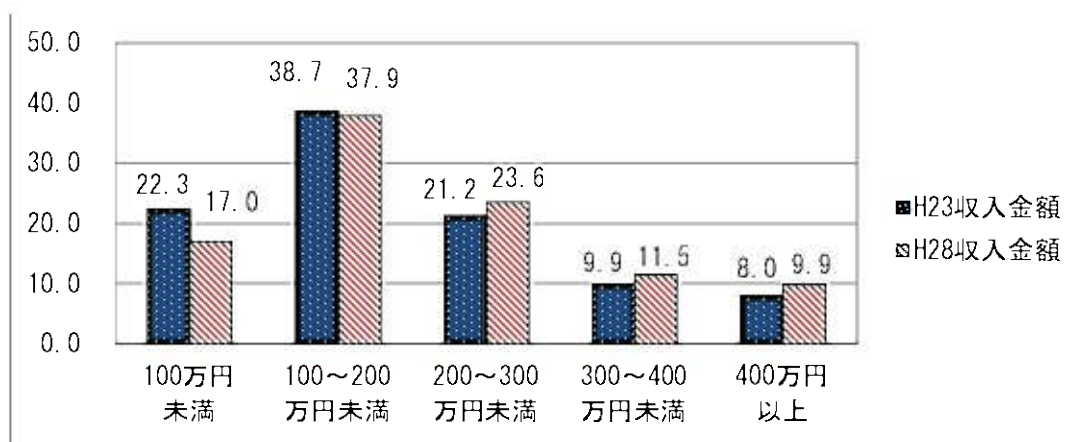
(国勢調査)

(2) ひとり親家庭の親の年間就労収入

ひとり親家庭の年間の就労収入は、全国ひとり親世帯等調査によると母子家庭で「100～200万円未満」が最も多く37.9%、父子家庭では「400万円以上」が最も多く40.6%となっています。平成23年度の調査に比べ、母子家庭では200万円以上、父子家庭では300万円以上の収入の割合が増えています。

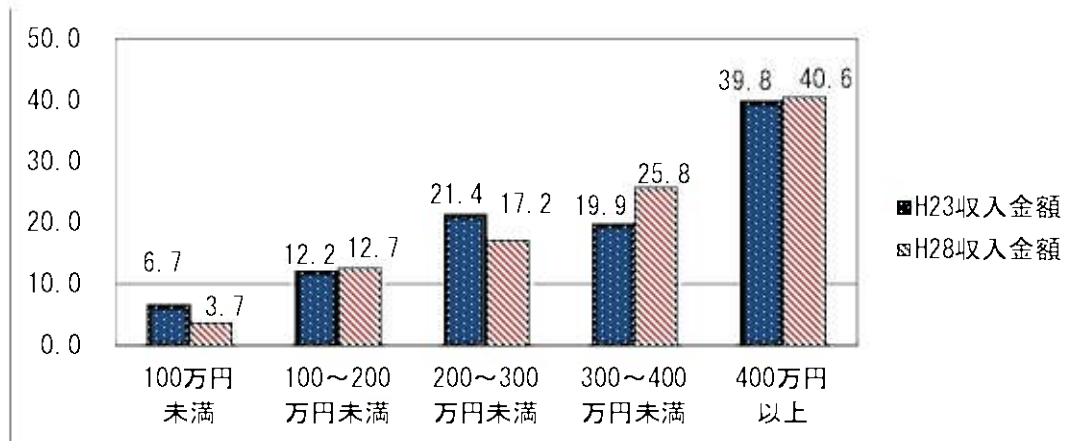
ア 母子家庭の年間の就労収入

(単位：%)



イ 父子家庭の年間の就労収入

(単位：%)



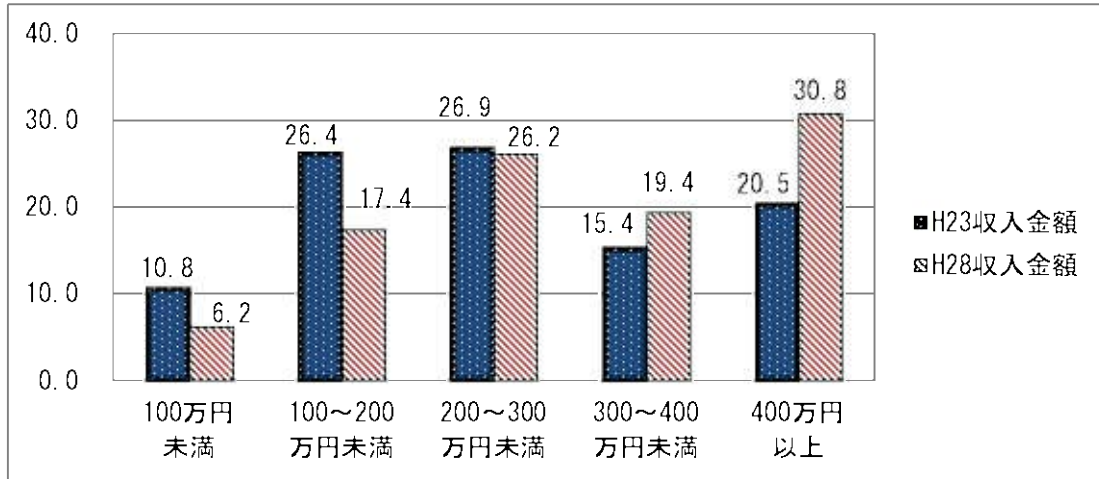
(平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

(3) ひとり親世帯の年間収入

同居親族の年間収入を含めたひとり親世帯の年間収入は、全国ひとり親世帯等調査によると母子世帯、父子世帯ともに「400万円以上」が最も多くなっており、平成23年度の調査に比べ、300万円以上の収入の割合が増えています。

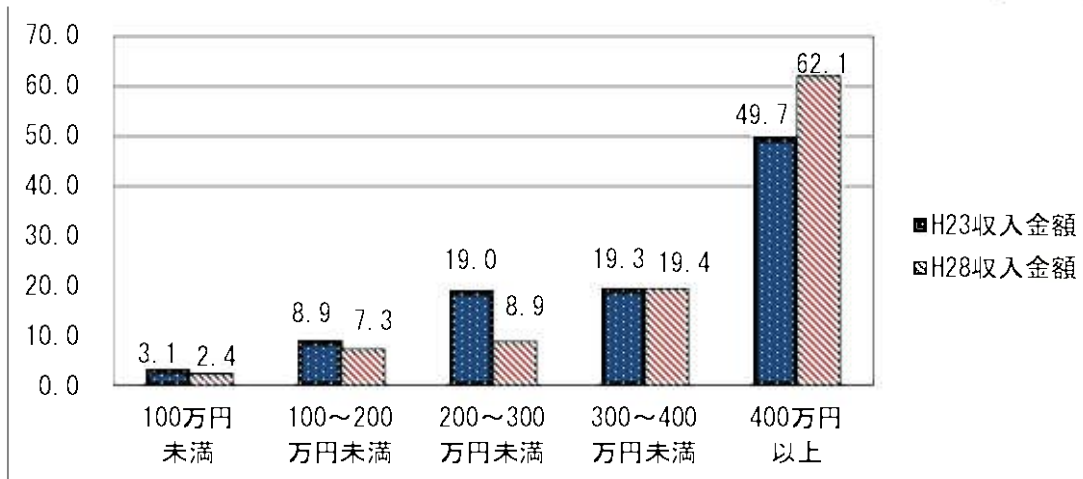
ア 母子世帯の年間収入

(単位：%)



イ 父子世帯の年間収入

(単位：%)



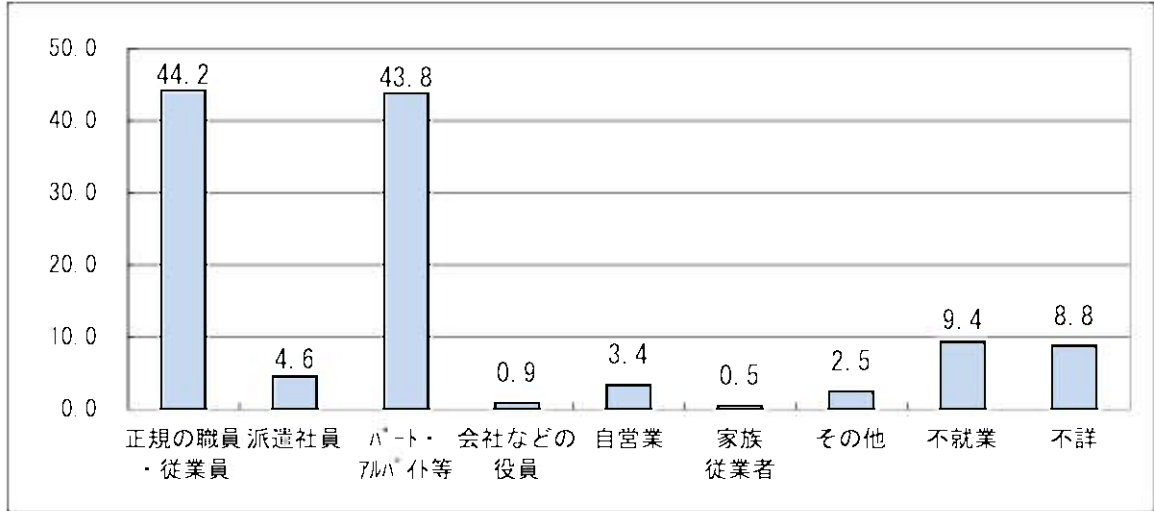
(平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

(4) 就業状況

ひとり親家庭の就業状況は、全国ひとり親世帯等調査によると母子家庭で「正規の職員・従業員」が最も多く44.2%、次いで「パート・アルバイト等」が43.8%。父子家庭では「正規の職員・従業員」が最も多く68.2%、次いで「自営業」が18.2%となっています。

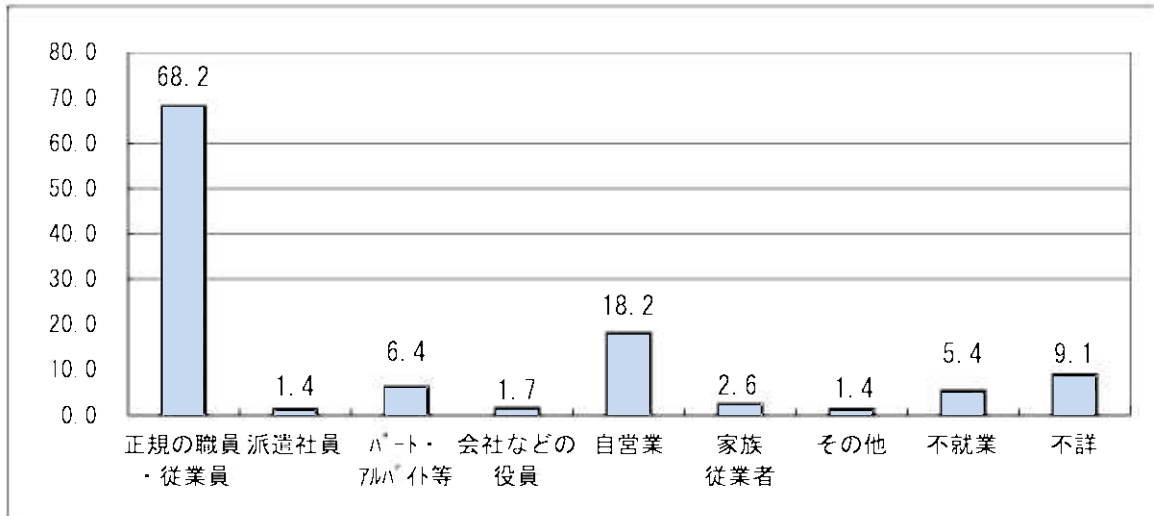
ア 母子家庭の就業状況

(単位：%)



イ 父子家庭の就業状況

(単位：%)

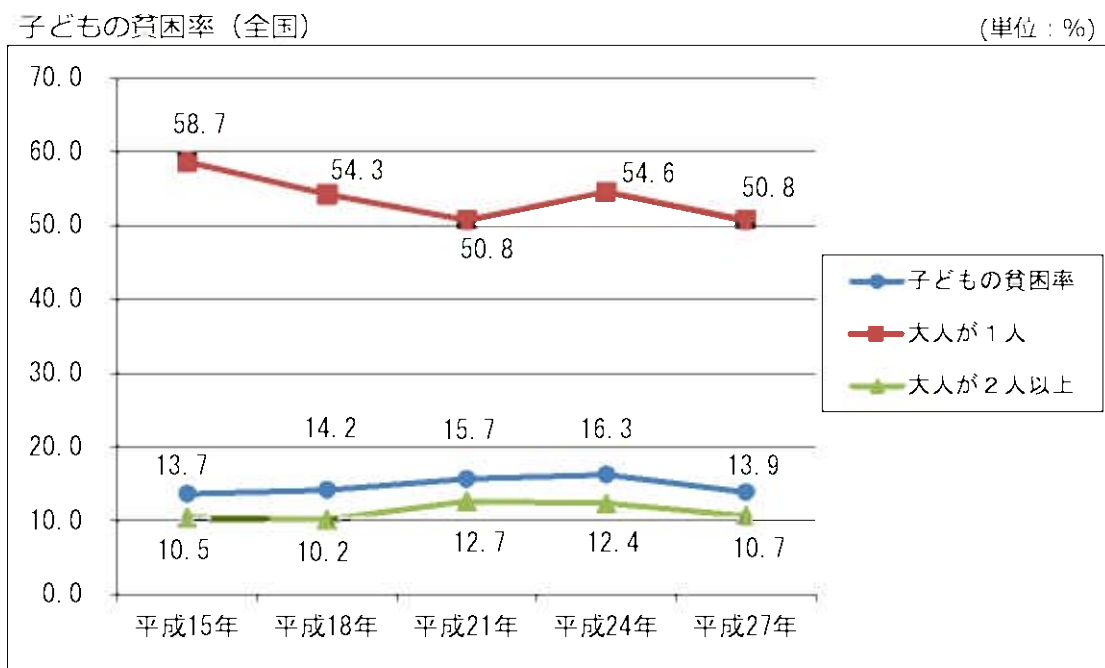


(平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

(5) 子どもの貧困率

「子どもの貧困率」は、13.9%と平成24年度調査時よりも低くなっていますが、約7人に1人が経済的に困難な状況にあると考えられます。

また、子供がいる現役世帯^{※1}のうち、「大人^{※2}が2人以上」の世帯の貧困率10.7%に対し、「大人が1人」の世帯の貧困率は50.8%と高い水準となっています。



(平成28年国民生活基礎調査)

(6) 児童扶養手当の支給状況

本市の児童扶養手当受給者数は、年々減少傾向にあります。

児童扶養手当の受給者数 (単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29
全国	1,058,231	1,037,645	1,006,332	973,188
浜松市	4,951	4,940	4,876	4,734

(厚生労働省「福祉行政報告例」)

(7) ひとり親家庭における子供についての悩み

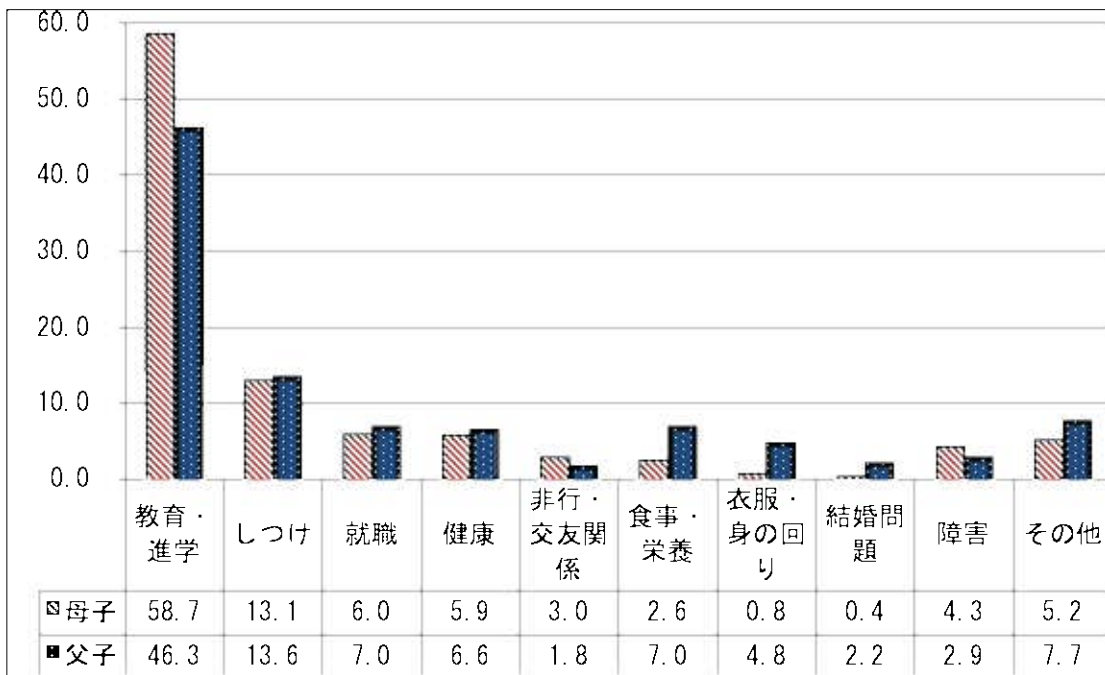
ひとり親家庭が子供について悩んでいることでは、「教育・進学」が最も多く、母子家庭では58.7%、父子家庭では46.3%、次いで「しつけ」で母子家庭では13.1%、父子家庭で13.6%となっています。

※1 「子どもがいる現役世帯」とは、世帯主が18歳以上65歳未満で子供がいる世帯をいいます。

※2 大人とは18歳以上の者、子供とは17歳以下の者をいいます。

悩んでいること

(単位：%)



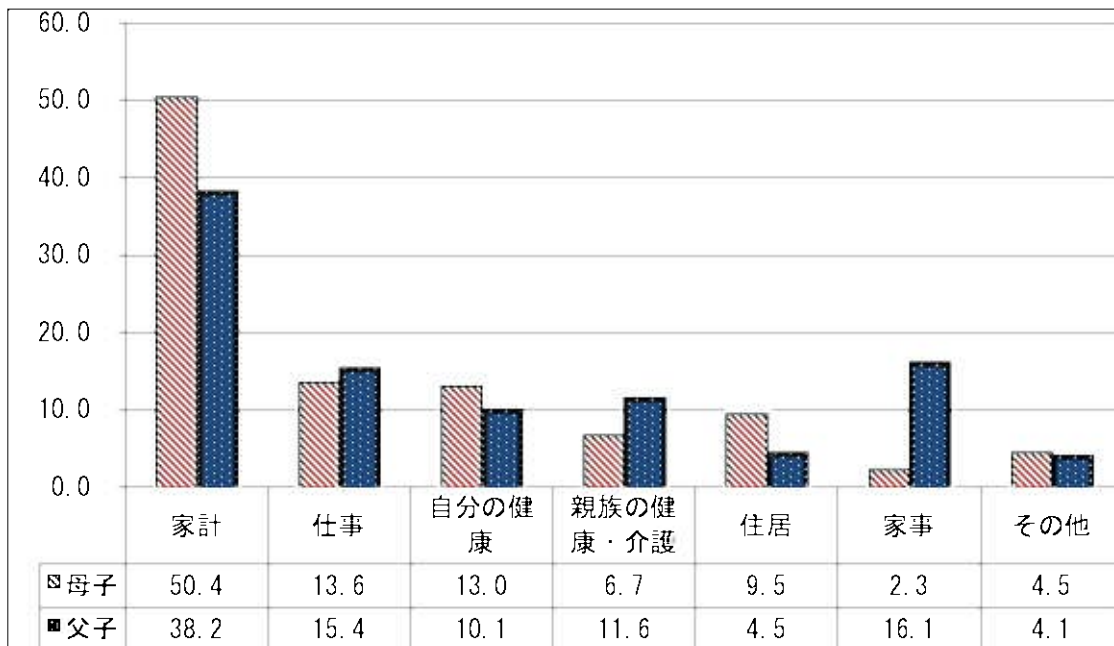
(平成28年度全国ひとり親家庭等調査)

(8) ひとり親家庭で困っていること

ひとり親家庭の困っていることでは、母子家庭の場合、「家計」が50.4%、「仕事」が13.6%、「自分の健康」が13.0%となっています。父子家庭の場合、「家計」が38.2%、「家事」が16.1%、「仕事」が15.4%となっています。

困っていること

(単位：%)

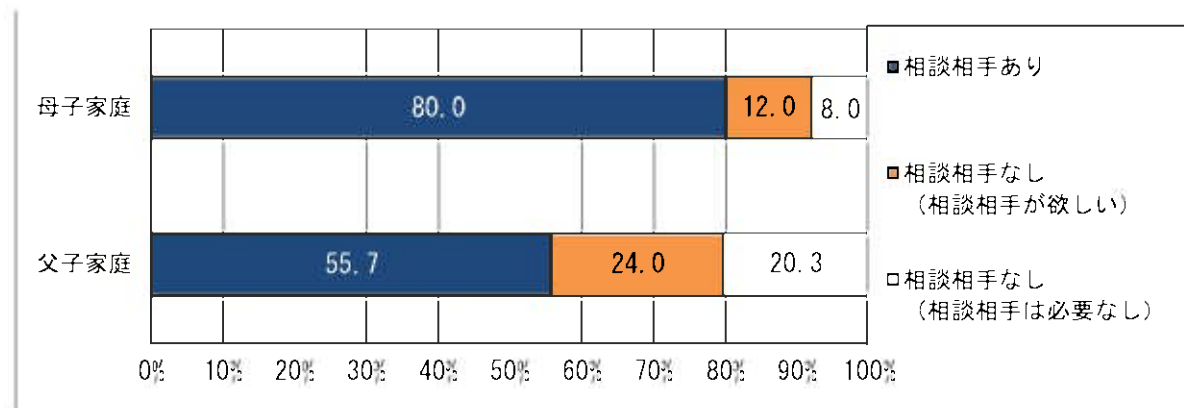


(平成28年度全国ひとり親家庭等調査)

(9) 相談相手の有無

ひとり親家庭における相談相手の有無については、母子家庭で「有り」が80.0%、「無し」が20.0%、父子家庭で「有り」が55.7%、「無し」が44.3%となっています。

(単位：%)

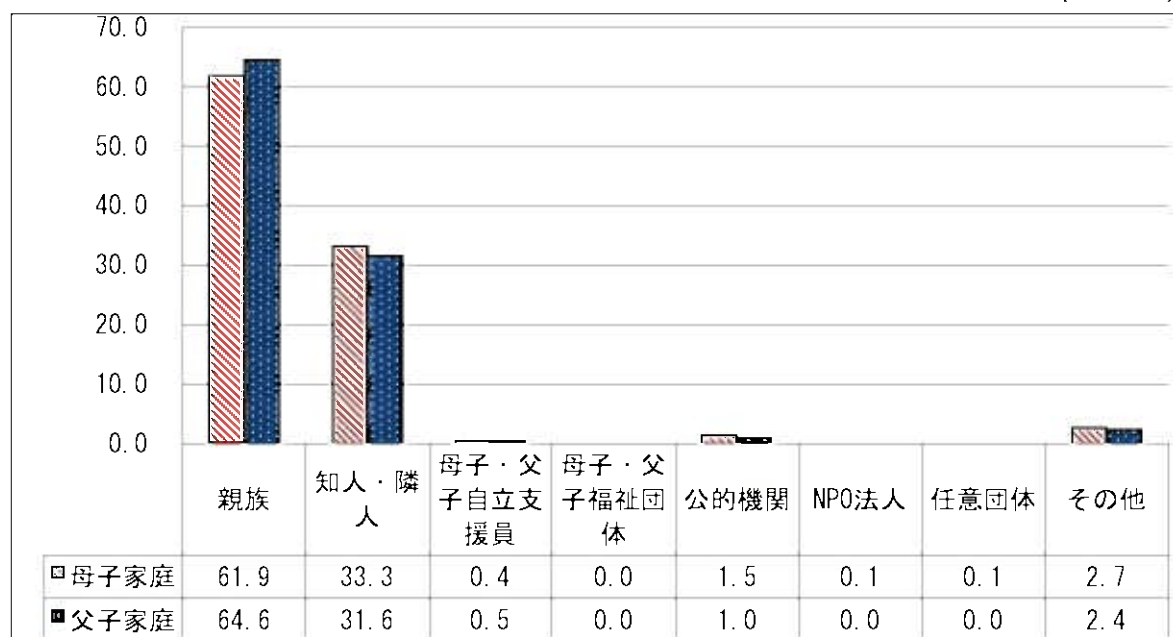


(平成28年度全国ひとり親家庭等調査)

(10) 相談相手の内訳

ひとり親家庭における相談相手の内訳については、「親族」が一番多く、母子家庭で61.9%、父子家庭で64.6%。次いで「知人・隣人」が多く、母子家庭で33.3%、父子家庭が31.6%となっています。

(単位：%)



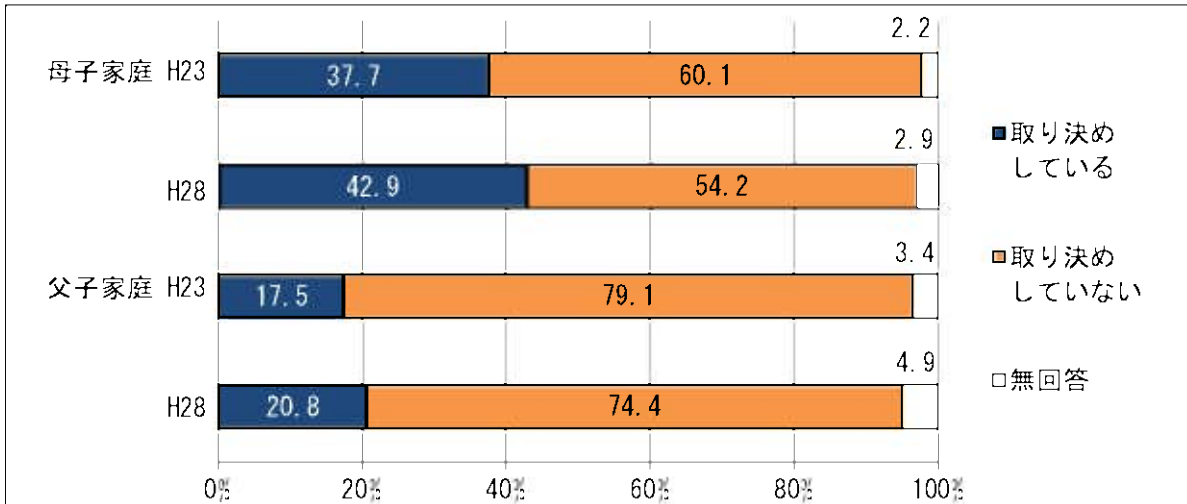
(平成28年度全国ひとり親家庭等調査)

(11) 養育費の確保状況

養育費の「取決めをしている」ひとり親家庭は、全国ひとり親世帯等調査によると母子家庭で42.9%、父子家庭で20.8%であり、実際に養育費を「現在も受けている」のは、母子家庭で24.3%、父子家庭で3.2%となっています。

ア 養育費の取決め状況

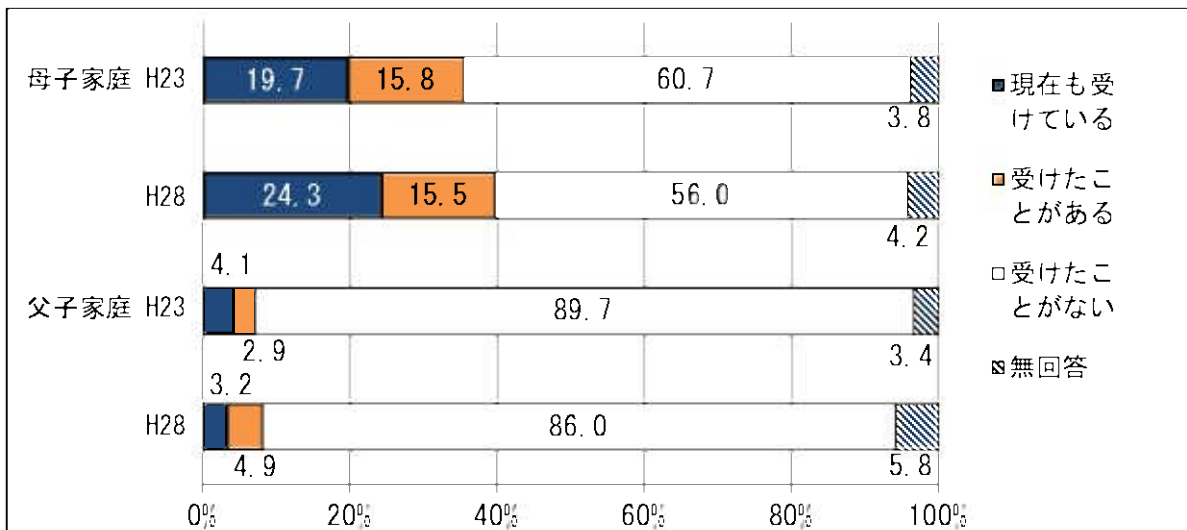
(単位：%)



(平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

イ 現在の養育費の受け取り状況

(単位：%)



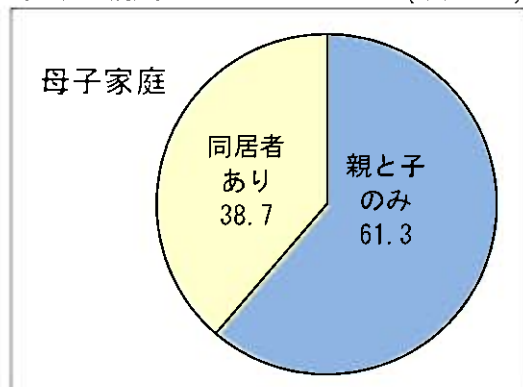
(平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

(12) ひとり親家庭の世帯構成割合

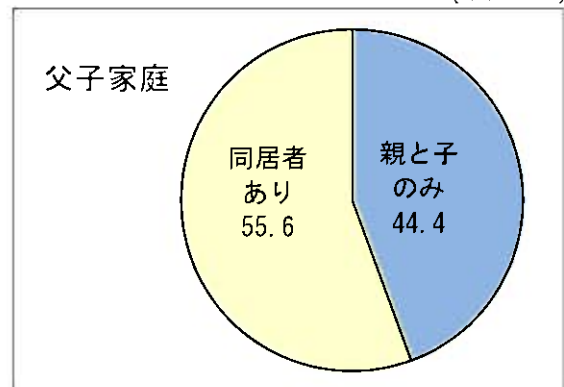
世帯の構成については、母子家庭の61.3%、父子家庭の44.4%が「親と子のみ」の世帯となっています。

世帯の構成

(単位：%)



(単位：%)



(平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

(13) 浜松市におけるひとり親家庭の状況

[ア 世帯構成割合]については、親と子のみの世帯比率が68.3%と全国ひとり親世帯等調査より高い状況にあります。(全国ひとり親世帯等調査 母子61.3%、父子44.4%)

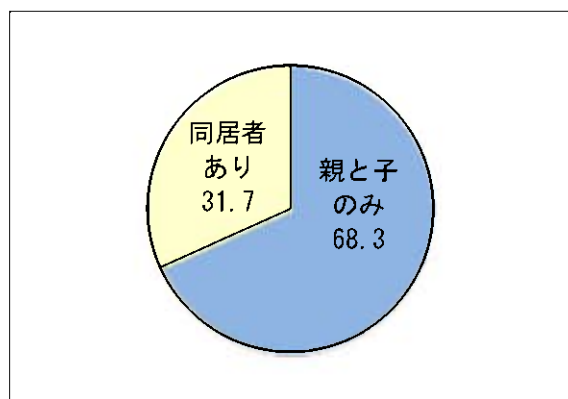
[イ 就業状況]については、「正規の職員」等は39.4%と全国ひとり親世帯等調査よりも低く、不安定な雇用等にある親が多い状況にあります。(全国ひとり親世帯等調査 母子44.2%、父子68.2%)

[ウ ひとり親世帯の収入](同居親族の収入を含む)については、300万円未満の世帯が64.1%と全国ひとり親世帯等調査よりも世帯収入が300万円未満の世帯の割合が高い状況にあります。

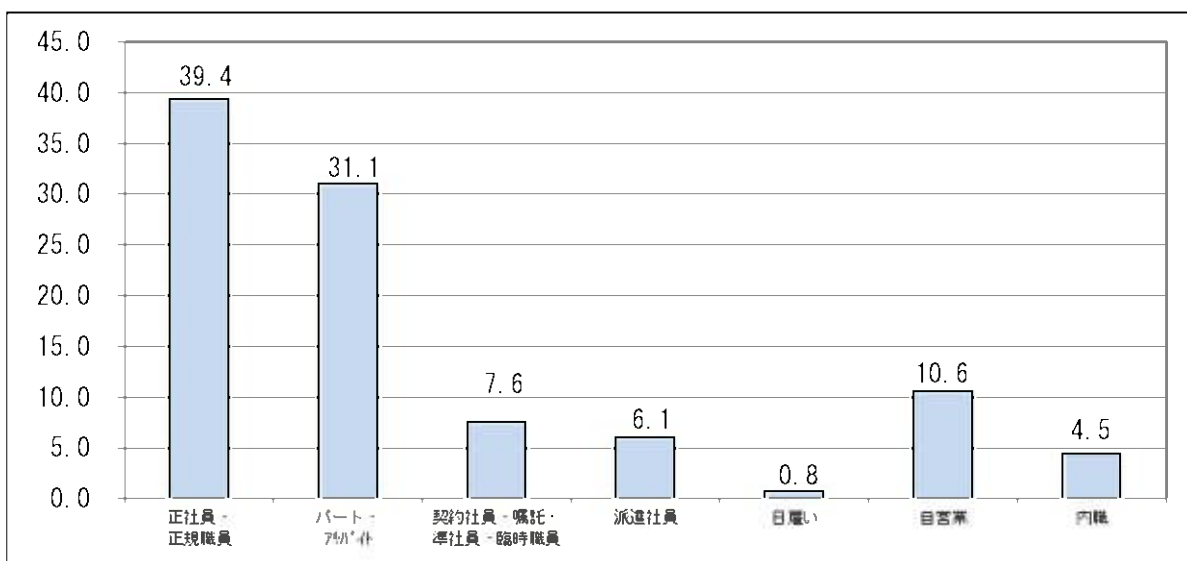
(全国ひとり親世帯等調査 世帯収入300万円未満の割合 母子49.8%、父子18.6%)

ア～ウより、ひとり親家庭の親は不安定な雇用による低収入の世帯割合が高く、親と子のみの世帯比率も高いことから[エ 世帯収入(全体調査との比較)]のとおり、当市におけるひとり親世帯の経済状況は、全国ひとり親世帯等調査の結果同様、厳しい状況にあることがわかります。

ア 世帯構成割合 (単位：%)

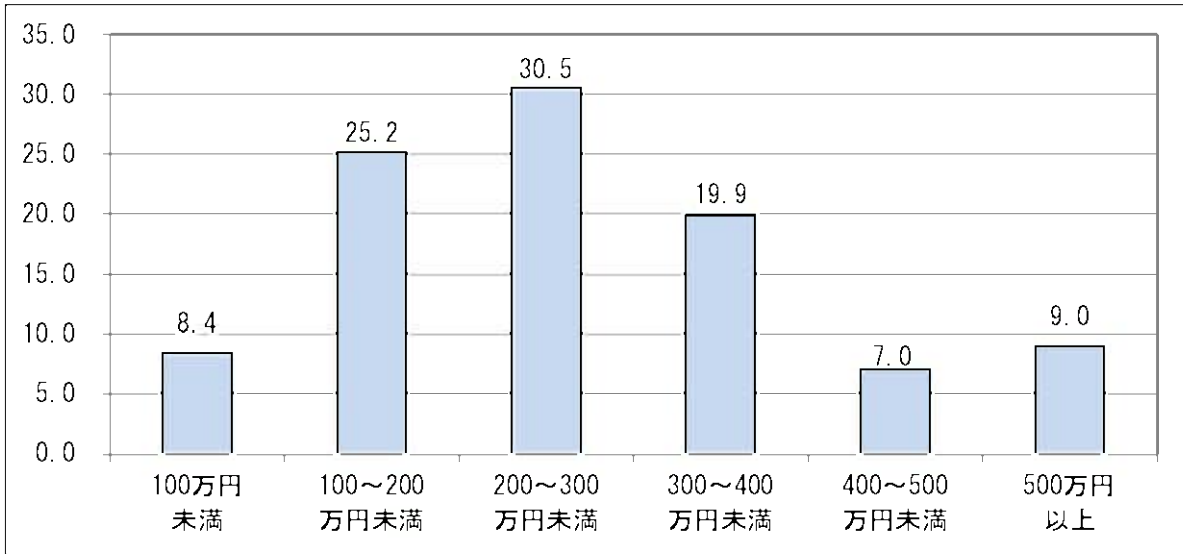


イ 就業状況 (単位：%)

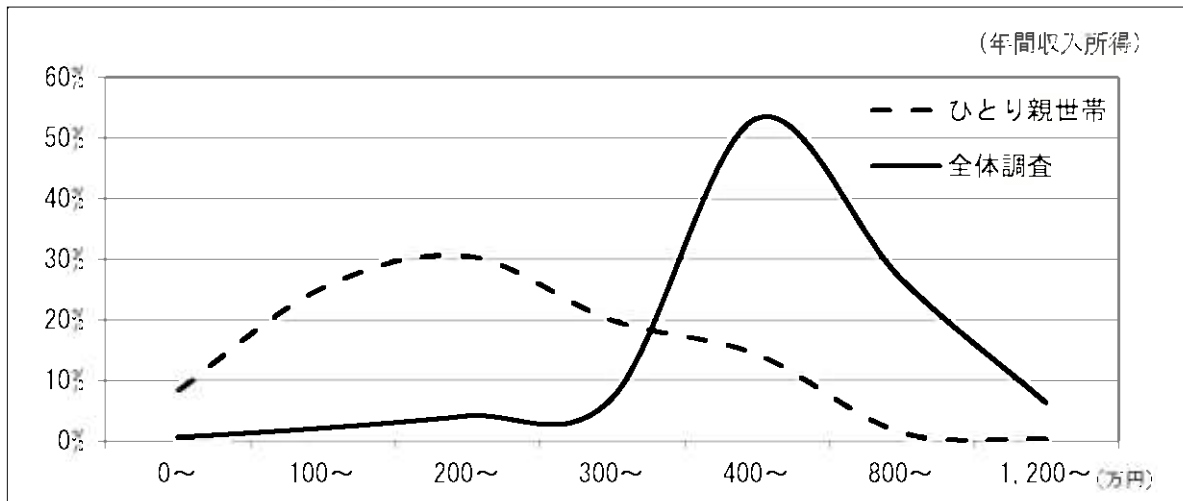


ウ ひとり親世帯の収入

(単位：%)



エ 世帯収入（全体調査との比較）



全体調査:20歳未満の子供がいる世帯を対象(抽出型アンケート)。

世帯収入は、親子以外の同居親族の収入を含む。

(ア～エ 平成28年度 子どもの未来レポートプロジェクト策定に係るアンケート集計結果)

2 ひとり親家庭等自立促進の課題

(1) ひとり親家庭の子育て・生活

ア ひとり親家庭の68.3%（全国ひとり親世帯等調査 母子61.3%、父子44.4%）が「親と子のみ」の世帯となっており、ひとり親家庭の多くが子育てを他の家族に頼れない状況にあり、日常的な生活への支援が必要です。

イ 全国ひとり親世帯等調査によると、ひとり親家庭の相談相手の有無について母子家庭では20.0%、父子家庭で44.3%が「相談相手なし」と答えており、そのうち5～6割が「相談相手が欲しい」としています。また、「相談相手あり」と答えているひとり親家庭の相談先としては、「親族・知人等」が9割以上占めており、専門機関等への相談は1割にも満たない結果となっています。

ひとり親家庭における子供についての悩みでは、「教育・進学」が母子家庭58.7%、父子家庭46.3%と圧倒的に多く、また、ひとり親家庭で困っていることでは「家計」が母子家庭50.4%、父子家庭38.2%が最も多くなっており、母子世帯、父子世帯ともに教育環境や金銭的な問題について悩みを抱えていることが考えられます。

これらの結果から、ひとり親家庭の親は、悩みを抱えながらも、相談先が分からず相談相手を得にくい状況にあるため、相談窓口の利用促進が必要です。

(2) ひとり親家庭の収入と就業環境

ア 全国ひとり親世帯等調査母子家庭の過半数54.9%が年間就労収入200万円未満と、パート・アルバイト等の非正規雇用が多い状況にあり、安定した収入が得られる職業への就業に関する支援が必要です。

イ 求職の際、母子家庭の母の多くは、就業経験がない場合や、長期間仕事から離れている場合が多く、採用につながりにくい等、就業に関してさまざまな困難を抱えているため、仕事に必要な知識や資格の取得等、就業に関する支援が必要です。

ウ 父子家庭の父の多くは、就業しており、父子家庭の過半数66.4%が年間就労収入300万円以上となつてはいるものの、就業と子育ての両立しなければならないなか、仕事量を減らしたり転職を考えたりすることも考えられ、収入が減り経済的に厳しい状況になった場合や、転職に際しての資格取得等に関する支援が必要です。

エ ひとり親家庭における子どもの貧困率は非常に高い水準となっており、生活の安定を図るため、複合的にかかえる課題の解消に向けて、社会的かつ経済的な自立に向けた継続的な支援と個々の状況にあった支援を実施していく必要があります。

オ ひとり親世帯の収入は、両親世帯に比べて低い割合が高く、子供の養育などに対する経済的な支援が必要です。

(3) 養育費の取決め状況

離婚等により、ひとり親家庭となった子供へ支払われるべき養育費について、取決めをしている母子家庭は、平成28年度全国母子家庭等調査によると、42.9%と平成23年度の前回調査時より5.2%増、父子家庭は20.8%と3.3%の増となっており、養育費の取決めについては、認識がすすんでいる傾向にあります。

また、取決め後、現在も養育費を受けているのは、母子家庭で24.3%と平成23年度の前回調査時より4.4%増、父子家庭で3.2%と0.9%減となっており、養育費そのものの確保については厳しい状況にあります。

養育費についての認識は進んでいるものの、まだまだ低いことから、養育費についての周知や相談支援が必要です。

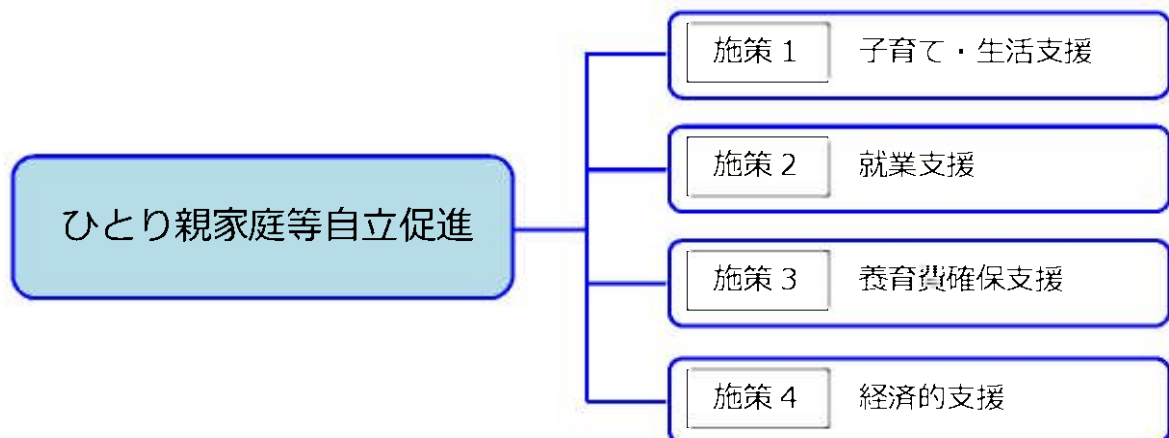
(4) 制度の周知・情報提供

ア 支援を必要とする人に必要な情報を提供できるよう、福祉制度等について、引き続き周知を図るだけでなく、離婚等を検討している親や離婚直後に対し、ひとり親家庭の支援等について周知を図ることも必要です。

イ ひとり親家庭の悩みは親自身の生活等に関わること、子育てに関わることなど多岐にわたり、個別の状況に応じてきめ細かな対応ができる人材の育成が必要です。

3 施策体系

ひとり親家庭等が、子育てと仕事を両立し、また、自立した生活が送れるよう「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費確保支援」、「経済的支援」の4つの施策を柱とした各種事業を展開していきます。



第3章 具体的な支援施策

1 子育て・生活支援

(1) 子育て支援

子供が安心して養育・保育・教育が受けられるよう支援します。

- ① 認定こども園、保育所、放課後児童会への入所
入所選考において、必要な配慮を行います。

② ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭の親が、技能習得のための通学や就職活動や残業、病気等により、一時的に生活援助や保育サービスが必要になった場合、家庭生活支援員を派遣したり、支援員の居宅で子供を預かり、仕事等と子育ての両立を支援します。

また、必要なときに必要な人へ支援を提供できるよう、家庭生活支援員の確保も併せて進めます。

③ ひとり親家庭学習支援ボランティア事業

家庭環境等に左右されることなく、子供の学習意欲や進学意欲に応えるため、大学生等のボランティアによる小・中学生の学習支援を行います。

④ 子育てに関する相談

各区の社会福祉課の窓口において、子供の養育や親子関係等の相談に応じるほか、悩みを抱えるひとり親家庭等の把握に努め、関係機関と連携し早期対応に努めます。

また、離婚を検討している親から窓口で相談があった際、各種支援の周知等に努めます。

(2) 生活支援

① 相談支援事業

ひとり親家庭等に対し、悩み事相談を開催し、行政の行う各種事業の情報提供や、自立支援のために必要な助言・指導などの支援を行います。

② 母子生活支援施設

(ア) 母子家庭の母が子供の養育を十分にできない場合は、必要に応じて母子生活支援施設への入所を勧め、母子指導員等の支援のもと自立更生を図ります。

(イ) 児童虐待やドメスティック・バイオレンス(DV)の被害者は、複雑な家庭環境にあるため、警察、児童相談所、民生・児童委員等、関係機関と連携を図り、多様なニーズに応じた支援を行います。

③ 市営住宅への入居

入居選考において、必要な配慮を行います。

(3) 相互扶助にかかる支援

① 生活支援講習会等事業

子供の養育や教育等、日常生活で生じたさまざまな悩み事をひとり親家庭の親がひとりで抱え込まないように、ひとり親家庭の親同士が交流する場を設け、孤立の防止を図ります。

② 母子・父子福祉団体の周知

ひとり親家庭等に対する情報の提供などの自立支援活動を行う母子・父子福祉団体について、各区社会福祉課の窓口等にて周知し、ひとり親家庭同士のつながりを図ります。

2 就業支援

(1) 就業のための支援

① 母子家庭等就業・自立支援センターの就業支援の充実強化

静岡県及び静岡市と共同で設置する母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業に関する相談、就業情報の提供、職業紹介等、ひとり親家庭等の就業に関する総合的な支援を実施します。

(ア) 母子家庭等就業・自立支援センターのホームページで最新の求人情報の提供

(イ) 就業に関する相談や情報提供と併せて、生活相談等を実施^{※1}

② 自立支援プログラム策定事業

ひとり親家庭等の親のなかには、就業したことが無い、長期間仕事から離れていた人がおり、就職にあたり支援をする必要があります。このようなひとり親家庭等に対して、個別のプログラムを策定し、計画的な就業支援を行います。

また、ハローワーク浜松との連携、母子家庭等就業・自立支援センターで実施する各種事業の活用により、一人ひとりに合った自立のためのプログラム策定と継続的な支援を行います。

③ 各就業支援事業の活用促進

ハローワーク浜松やジョブサポートセンター等、就業に関する関係機関との連携を強化し、ひとり親家庭等の就業につながるよう、支援します。

また、各区役所、母子家庭等就業・自立支援センター、母子・父子福祉団体等を通じて、就業を支援するため、各種就業支援事業の周知を図ります。

(2) 資格・技能習得の支援

就業やキャリアアップにつながる資格や技能の習得を支援します。

また、資格・技能の習得によりひとり親家庭の親が適職に就けるよう、更なる制度の周知を図ります。

① 自立支援教育訓練給付金事業

本市指定の講座を受講し、修業した場合、給付金を支給します。

② 高等職業訓練促進給付金等事業

受講期間が長期間となるため、母子父子寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭等日常生活支援事業等、他制度の利用を促し、修業に専念できる環境づくりを図ります。

- (ア) 看護師や介護福祉士等、本市指定の資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合に給付金を支給します。
- (イ) 履修期間内の資格取得及び修業後の就職等への意欲をさらに高めるため、養成機関における課程の修了までの期間の最後の12か月の給付金の増額支給を継続します。
- (ウ) 資格の取得により就職がしやすくなると見込まれる人に対して、就業時に利用できる制度の周知を行います。

③ 資格取得のための講習会（母子家庭等就業・自立支援センター）

介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修など、就業に役立つ技能・資格を取得するための講習会を実施します。

また、企業、ハローワーク等からの情報収集により、就業に結びつく可能性の高い講座の把握及び開催に努めるとともに、ひとり親家庭等の親への技術的・精神的サポートを行い、資格・技能習得後に速やかに就職ができるよう支援します。

(3) 事業主への啓発・周知

① 事業主への啓発

事業主に対し、ひとり親家庭等の親を対象とする求人情報についての提供の協力、雇用・勤務条件への配慮について依頼をします。

② 事業主に対する優遇制度の周知

事業主がひとり親家庭の親を一定の条件で雇用した場合に利用できる制度(特定求職困難者雇用開発助成金)について事業者へ周知を図ります。

3 養育費確保支援

(1) 養育費相談

離婚等により、ひとり親家庭となった子供へ支払われるべき養育費の確保を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センター等で養育費に関する相談を実施します。

また、養育費相談支援センターと連携して困難な事例への対応を図り、必要に応じて無料の法律相談を紹介し、課題解決に向けた支援をします。

(2) 養育費セミナー

「相手(元配偶者)と関わりたくない」、「相手に養育費を支払う能力が無いと思った」等の理由で養育費を請求しないケースがみられます。養育費の基礎知識や確保等についての理解を深め、適正な養育費の確保につなげるためのセミナー等を開催し、支援につなげます。

4 経済的支援

(1) 児童の育成等にかかる手当の支給

① 児童扶養手当

(ア) 父と生計を同じくしていない児童^{※1}を監護する母、及び母と生計を同じくしていない児童を監護し、かつ生計を同一にする父等で、所得額が一定未満の者に対して、国の制度に基づき手当を支給します。

(イ) 支給開始から5年または支給要件に該当する日から7年経過後において、特別な事由が無いにも係わらず就業または求職活動をしていない母については、手当額が2分の1に減額される措置があることから、このことを周知するとともに、就業支援を併せて実施します。

② ひとり親家庭等自立支援手当

ひとり親家庭等になって間もない世帯の経済的負担を軽減し自立を図るため、2人以上の児童を養育している児童扶養手当の受給者に対し、一定期間手当を支給します。

③ 遺児等福祉手当

児童の父母等が病気・災害等により死亡し、又は一定の障害の状態になった場合、その遺児等が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、所得が一定未満の世帯の保護者に手当を支給します。

④ 交通遺児等福祉手当

児童の父母等が交通事故により死亡し、又は一定の障害の状態になった場合、その遺児等が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、所得が一定未満の世帯の保護者に手当を支給します。

※1 児童とは、児童扶養手当法における18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者または20歳未満の政令で定める程度の障害の状態にある者を言います。

(2) 経済的自立のための相談・資金の貸付

① 母子父子寡婦福祉資金貸付金

- (ア) ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図り、子供の福祉を増進するため、その目的に応じ12種類の資金の貸付を行います。
- (イ) 子供の進学等に関する就学支度資金及び修学資金は、特にニーズが高いことから、適時適切に広報はままつ等による周知を図ります。
- (ウ) 計画的な償還ができるよう、貸付時に償還計画を作成する等、適切な貸付に努めます。

② 生活・生計の維持に関する相談

母子寡婦福祉会の会員等が、自身の経験を生かし、生活に関する相談に応じます。
また、ファイナンシャルプランナーによる生計に関する相談にも応じます。
これらの相談を介して、各種福祉制度等の利用も含めた長期的な生計の見込みを立てることで、計画的な自立を促します。

③ 経済的支援にかかる各種支援制度の周知

経済的に就学困難な児童生徒の保護者に対する就学援助制度や、交通遺児に対する育成資金貸付制度等、ひとり親家庭等の経済的自立の一助となる各種制度について、適切な周知・案内に努めます。

(3) 医療費負担の軽減

所得税非課税世帯のひとり親家庭の親及び児童に対して、保険診療にかかる医療費を助成します。

(4) 寡婦(夫)控除のみなし適用

婚姻歴のないひとり親家庭は、税法上の寡婦(夫)控除が適用されないため、婚姻歴のあるひとり親家庭と比べ保育料等の支援に差が生じないように、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施します。